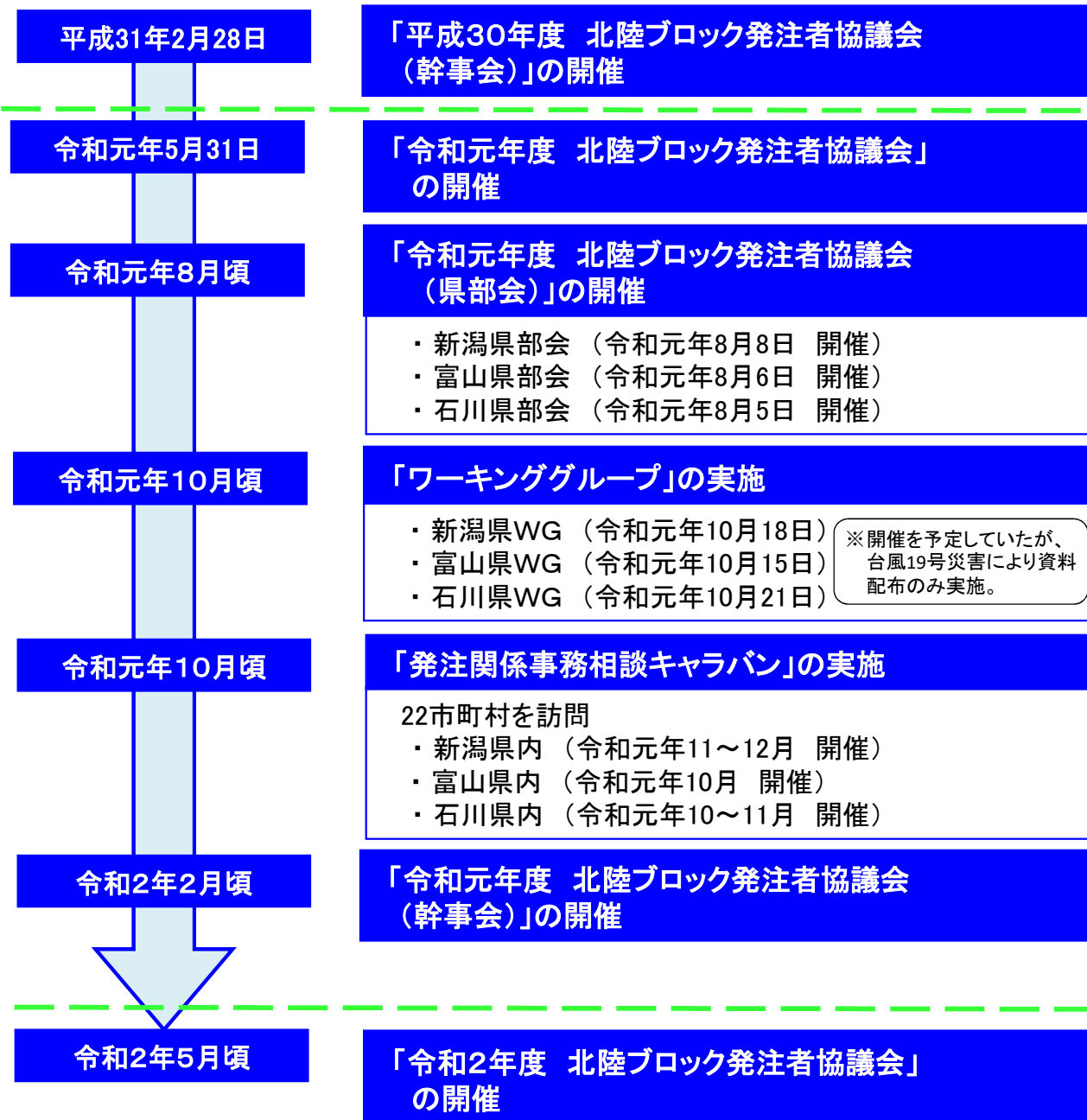


(2) 重点的なテーマの取り組みと活動計画 に基づく取り組み状況報告

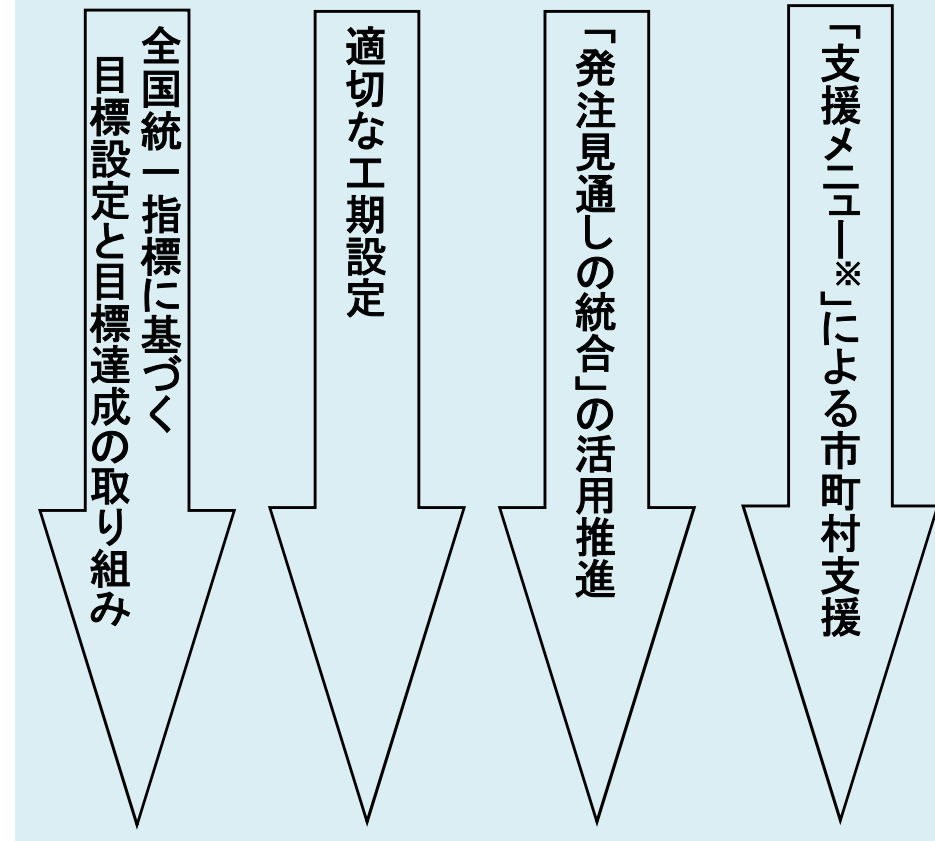
- 1) 令和元年度の取り組み
- 2) 重点的なテーマの取り組みと活動計画
- 3) 重点的なテーマに対応する
令和元年度取り組み結果と令和2年度目標
- 4) 市町村支援策の成果について

1)令和元年度の取り組み

北陸ブロック発注者協議会（令和元年度のスケジュール）



令和元年度の重点的なテーマ



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン（生産性向上）等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・（参考）北陸農政局の支援メニュー

2) 重点的なテーマの取り組みと活動計画

令和元年度「重点的なテーマ」の取り組みと活動計画

公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、以下の重点的なテーマを各発注機関がより一層、取り組むものとする。

また、重点的なテーマの推進にあたり、国・県は「発注関係事務に関する支援メニュー」等を活用しながら市町村支援を積極的に行うものとする。

①全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

- 国、県のルール、ガイドライン等の活用の促進(継続)。
- 市町村における平準化の取り組み「さしすせそ」の活用実態把握及び活用促進(継続)。
- 平準化の取り組みにおける「速やかな繰越手続」の活用を自治体に浸透。

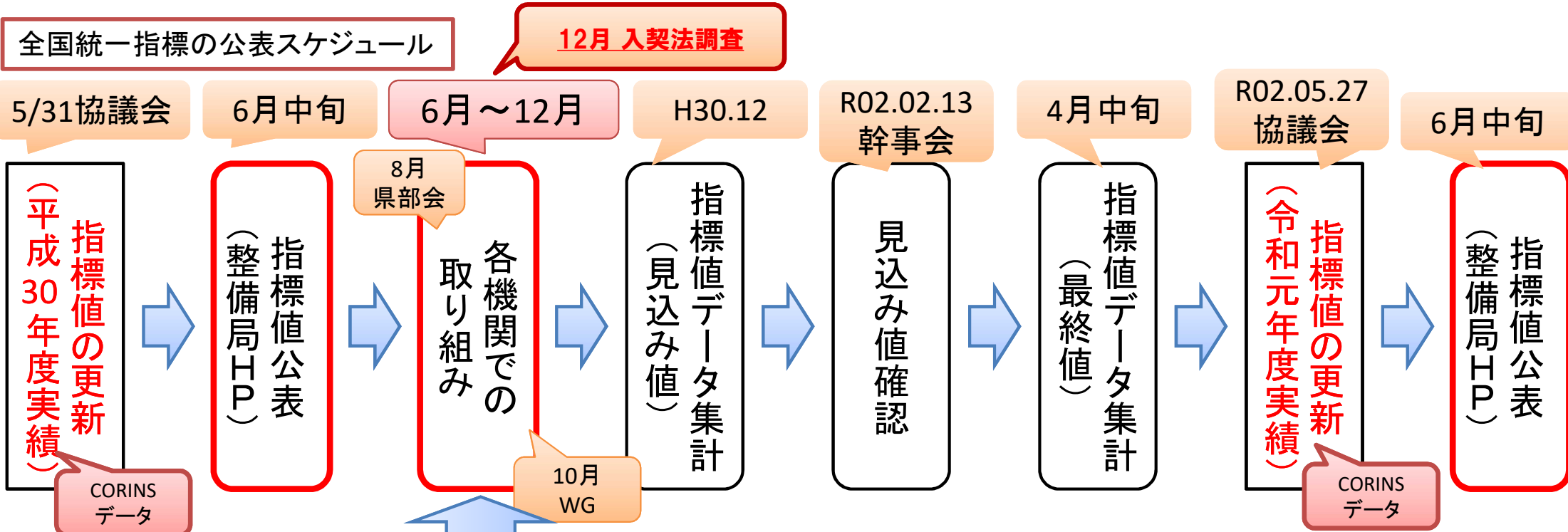
②適切な工期設定

- 引き続き現状の把握と対応策の提示を実施。
- 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数の拡大に向けた支援を実施。

③「発注見通しの統合」の活用推進

- 年度当初(H31第1四半期)に全発注機関の発注見通しが統合化することより、運用における課題等の把握及び対応策の検討・実施。
- 「発注見通しの統合」の内容を企業側が見て活用してもらうための取り組みの実施。

「全国統一指標」発注関係事務の運用に関する指針」の取り組み状況確認スケジュール及び公表内容



「発注関係事務に関する支援メニュー」による支援



3) 重点的なテーマに対応する 令和元年度取り組み結果と令和2年度目標

北陸ブロック発注者協議会の概要

- 北陸ブロック発注者協議会は、国、県、市町村、法人等の全80機関で構成。
- 平成27年度からの5カ年間で全25回開催。

◆設立

平成20年10月10日

協議会設立から7年目（平成26年）品確法の改正を受け、見直し。

- ・ 協議会の構成員の役職の格上げ
 - 県：「部長」 → 「副知事」
 - 市(町村)：「副市(町村)長」 → 「市(町村)長」
- ・ 規約改正による協議会の役割の見直し
 - 施策の「連絡調整」 → 施策の「推進・強化」

◆構成(令和元年度時点)

□北陸ブロック発注者協議会・幹事会(各年1回開催)

国:9機関

法人:3機関

地方公共団体:18機関(各県、政令市、代表市町村)

□県部会(年1回開催)

地方公共団体:67機関(各県、全市町村)

◆開催実績(平成27年度～令和元年度の5カ年)

□北陸ブロック発注者協議会・幹事会 10回

□県部会(新潟県、富山県、石川県) 15回



北陸ブロック発注者協議会



県部会 開催状況

北陸ブロック発注者協議会の組織・体制

北陸ブロック発注者協議会(30発注機関で構成)

会 長:北陸地方整備局長

副会長:北陸農政局長

(国)関係省庁出先機関局部長等
(県・政令市・代表市町村)副知事、市町村長
(特殊法人等)北陸に組織を有する機関の支社長等

幹事会

幹事長:北陸地方整備局企画部長

- ◆ 各施策の取り組み状況(当該年度の実績(見込み)、来年度の目標(案))の報告及び意見交換

(国)関係省庁出先機関部長等
(県・政令市・代表市町村)部長、副市町村長等
(特殊法人等)北陸に組織を有する機関の部長等

各県部会 ※全64市町村

部会長:土木部長、土木部技監

- ◆ 今年度の協議会としての取り組み内容の周知、確認
- ◆ 市町村に向けた国、県からの支援策を説明

(国)北陸地方整備局技術管理課長、事務所長等
(県)土木部長等
(市町村)副市町村長等

WG(ワーキンググループ) ※各県で開催

- ◆ 各市町村の実務担当者との意見交換を実施し、今後の進め方、方向性等について確認

北陸ブロック発注者協議会の成果

◆北陸ブロック発注者協議会の取組み

- 「全国統一指標」「適切な工期設定」「発注見通しの統合」を協議会の取組みの『重点的なテーマ』に掲げ、各機関が積極的に実施。

取組み成果

◆全国統一指標

①適正な予定価格の設定

- ・最新の積算基準と基準対象外の要領を整備

46% (H30.3) → **96%** (R01.3)

- ・最新単価を用いて積算を実施

98% (H30.3) → **99%** (R01.3)

②適切な設計変更

- ・設計変更ガイドラインを策定し、活用

37% (H29.3) → **41%** (H30.8)

③施工時期の平準化(件数)

- ・平準化率0.8以上の機関数

20% (H30.3) → **24%** (H31.3)

◆発注見通しの統合公表

- ・参加団体(64市町村)の割合

25% (H28.12) → 78% (H30.10) → **100%** (R01.05)

◆北陸地方整備局の取組み(発注関係事務の自治体支援)

- 「発注関係事務に関する支援メニュー」を作成し、「説明会」「講習会」「研修受け入れ」等の支援を実施。
- 市町村が抱える悩みや疑問を直接相談する「発注関係事務相談キャラバン」を実施。
(北陸管内の全64市町村を3年で訪問)
(公共調達カルテを作成し、市町村の現状を記録)

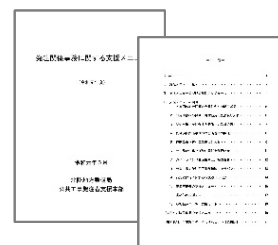
取組み成果

◆「重点的なテーマ」への取組み

- ・「全国統一指標」:「a」評価が増加
- ・「適切な工期設定」:設定ルールの策定、活用の増加。
- ・「発注見通しの統合」:R01.05末に全発注機関を統合。
- ・週休2日推進に向けて、統一的な現場閉所への取組みを実施。

◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。

- ・国、県のルールとして、設計変更ガイドライン等を提示。
- ・「工事成績評定」の実施に向けた具体案提示。
- ・総合評価審査委員の紹介。



発注関係事務に関する支援メニュー

「支援メニュー」に基づく説明会等
(総合評価関係事務の演習講習会)



「発注関係事務相談キャラバン」

令和2年度に向けた取り組み目標(素案)

令和元年度「重点的なテーマ」の取り組みと活動計画

①全国統一指標に基づく目標設定と目標達成の取り組み

- 国、県のルール、ガイドライン等の活用の促進。
- 市町村における平準化の取り組み「さしすせそ」の活用実態把握及び活用促進。
- 平準化の取り組みにおける「速やかな繰越手続」の活用を自治体に浸透。

②適切な工期設定

- 引き続き現状の把握と対応策の提示を実施。
- 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数の拡大に向けた支援を実施。

③「発注見通しの統合」の活用推進

- 年度当初(H31第1四半期)に全発注機関の発注見通しが統合化することより、運用における課題等の把握及び対応策の検討・実施。
- 「発注見通しの統合」の内容を企業側が見て活用してもらうための取り組みの実施。

令和元年度取り組み結果(効果)

- ◆ 「全国統一指標」:「a」評価が増加(最新の積算基準の適用、単価の更新頻度)
- ◆ 速やかな繰越手続の取り組み市町村の増加。

- ◆ 「統一的な現場閉所」による週休2日の促進
 - ①GW10連休(直轄工事:約9割で10連休実施)
 - ②9、10、11月の4回の3連休(直轄工事:約9割で4週6休実施)(市町村工事:概ね半数以上が4週6休実施)

- ◆ 第1四半期に全発注機関の発注見通しを統合化
- ◆ 四半期ごとの更新は当該月(4、7、10、1月)の各2回(上旬と下旬)の公表(年8回)

令和2年度に向けた取り組み(案)

- ◆ 全国統一指標の確実な実施
- ◆ 平準化の取り組み「さしすせそ」の活用促進(継続)

- ◆ 「統一的な現場閉所」(毎月2回)による週休2日の促進
- ◆ 令和6年度の「4週8休の確保」に向けた準備

- ◆ 「公表基準日」を各月15日、30日に設定(四半期ごとの当該月(4、7、10、1月)に各2回)
- ◆ 各機関が四半期ごとの発注見通しを少しでも早く公表できるように努める。
- ◆ 発注見通し公表後の工事発注件数の把握に努める。

4) 市町村支援策の成果について

- **全国統一指標に基づく取り組み事項**
- **「施工時期の平準化」へ向けた取り組み**
- **発注見通し統合の推進状況**
- **市町村支援の取り組み状況**

- **全国統一指標に基づく取り組み事項**

【R1】「発注関係事務の運用に関する指針(H26版)」に基づく具体的な取組内容(工事)

□ 北陸管内の国、県、市町村、特殊法人等30機関で構成される「北陸ブロック発注者協議会」では、運用指針(H26版)に基づき、下記項目に取り組んで来た。 :H28「全国統一指標」対象取組項目

	必ず実施すべき事項	実施に努める事項
発注段階	① 予定価格の適正な設定 受注者への適正な利潤を確保 適正な工期を前提、最新の積算基準・単価	① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用 適切な入札契約方式を選択 (総合評価落札方式の活用)
	② 歩切りの根絶 歩切りは品確法(第7条第1項第1号)に違反、行わない。	② 発注や施工時期の平準化 債務負担行為、余裕期間の設定、繰越(翌債)、発注時期の調整
入札	③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等(ダンピング受注防止) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度の適切な活用。予定価格は、原則として事後公表。	③ 入札不調・不落時の見積り活用 標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用し予定価格を適切に見直す。
工事	④ 適切な設計変更 設計変更ガイドラインの活用	④ 受注者との情報共有、協議の迅速化 三者会議、ワンデーレスポンス、4点セットの活用
その他	⑤ 適切な技術検査・工事成績評定等 各種技術検査、工事成績評定制度の活用	⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施する。
	⑥ 発注者間の連携体制の構築 地域発注者協議会、市町村等支援	
◆ 「⑥ 発注者間の連携体制の構築」については、「各部会、WGの開催」、「発注見通しの公表」で実施している。		◆ 「⑤ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」については、今後検討する。 ◆ 北陸独自の取組みとして、「工事施工の円滑化4点セット」の活用を項目に追加。

【R1】「発注関係事務の運用に関する指針(H26版)」に基づく取組項目

- 発注者協議会では、「発注関係事務の運用に関する指針(H26版)」に基づく「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」の取組項目を下表のように定め、各機関が取り組みを実施。
- 「運用指針(H26版)」での対象は「工事」であるが、「業務」についても北陸独自で実施。

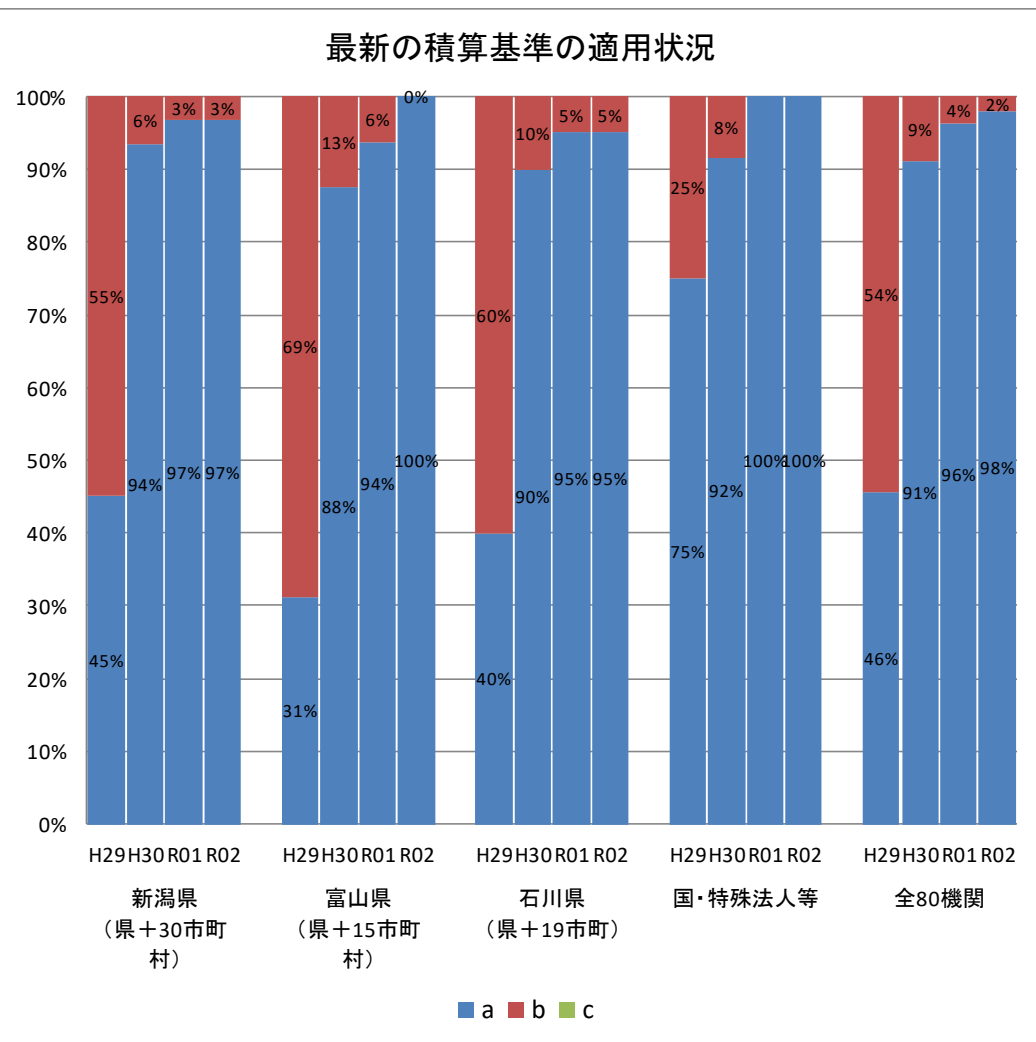
【必ず実施すべき事項】	工事	業務
1. 予定価格の適正な設定	○	○
①最新積算基準の適用状況	○	○
②労務単価の適用状況	○	○
③適正な工期設定(工期算定ルールの有無)	○	○
2. 歩切りの根絶	○	○
①歩切りの根絶	○	○
3. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	○	○
①最新の公契連モデル(H31)の適用取り組み状況	○	○
②「低入札価格調査基準価格」又は「最低制限価格」の事後公表への取り組み	○	○
③予定価格の事後公表への取り組み状況	○	○
4. 適切な設計変更	○	○
①精算変更の実施	○	○
②適正な工期設定(変更時)	○	○
5. 適切な技術検査・工事成績評定	○	
①工事評定の実施の取り組み状況	○	

【実施に努める事項】	工事	業務
1. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用	○	
①総合評価落札方式の導入・拡大の取り組み状況	○	
2. 発注や施工時期の平準化	○	○
①-1 平準化の取組 債務負担行為の活用	○	○
①-2 平準化の取組 余裕工期の設定	○	○
①-3 平準化の取組 繰越(翌債)活用	○	○
①-4 平準化の取組 発注時期の調整	○	○
②4週8休の実施	○	○
3. 入札不調・不落時の見積もり活用等	○	
①入札不調・不落時の見積もり活用方式の導入	○	
4. 受注者と情報共有や協議の迅速化	○	
①3者会議の実施	○	
②ワンデーレスポンス	○	
③-1 4点セットの活用 土木工事条件明示の手引き	○	
③-2 4点セットの活用 土木工事設計図書の照査ガイドライン	○	
③-3 4点セットの活用 土木工事設計変更ガイドライン	○	
③-4 4点セットの活用 工事一時中止に係るガイドライン	○	

【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

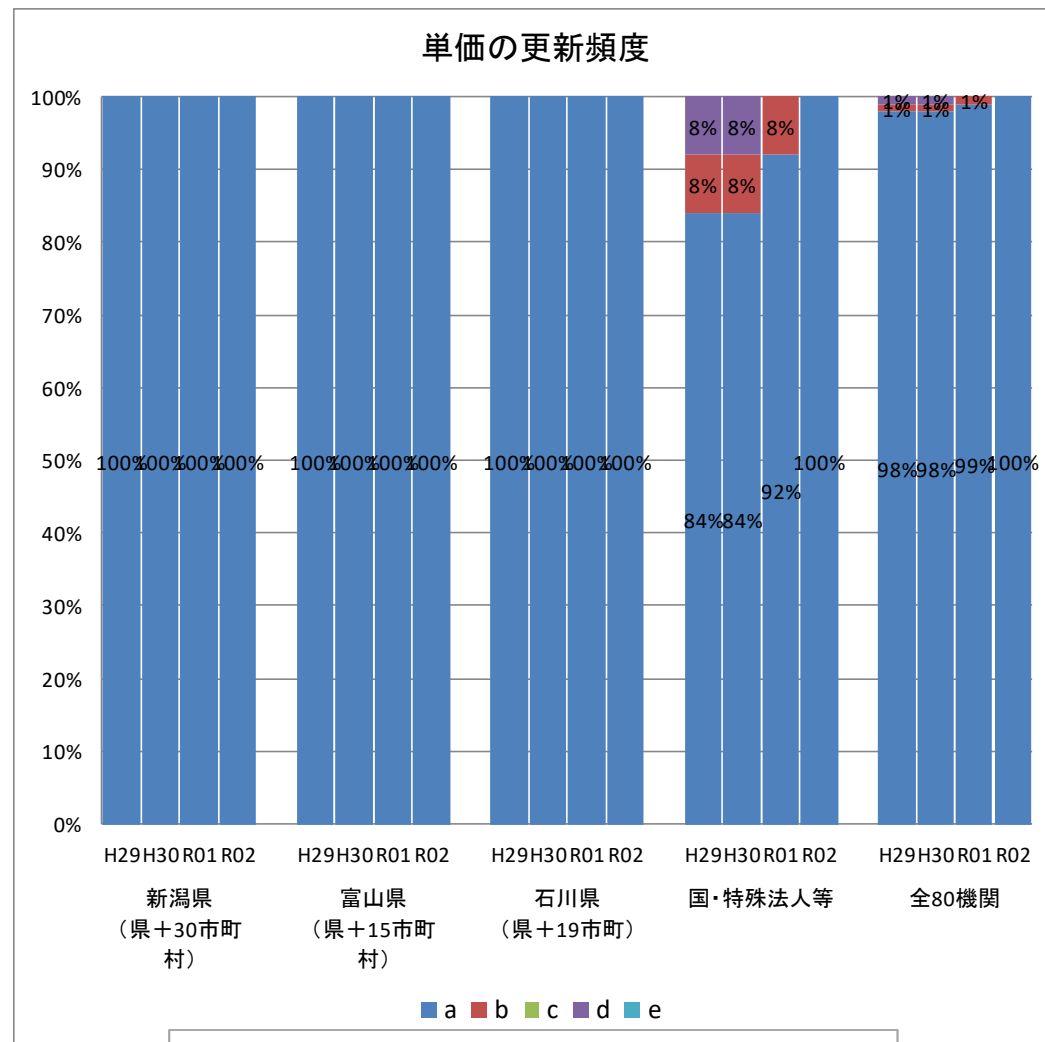
◎ 適正な予定価格の設定 【H29実績・H30実績・R01実績・R02目標】

(1) 最新の積算基準の適用状況及び 基準対象外の際の対応状況



a : 最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の※要領を整備し活用
 b : 最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の※要領は整備していない
 c : その他

(2) 単価の更新頻度



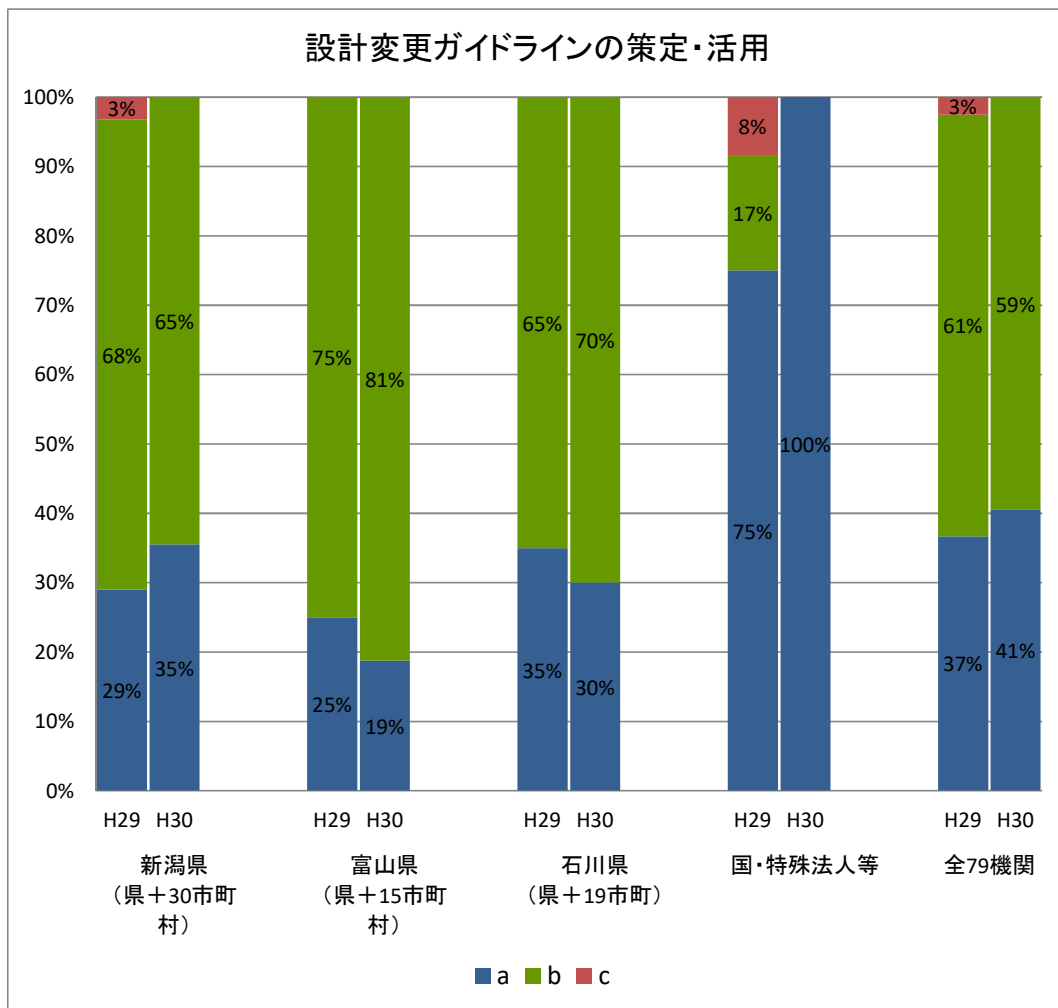
a : 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
 b : 3ヶ月以内
 c : 6ヶ月以内
 d : 12ヶ月以内
 e : それ以上

【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

◎ 適切な設計変更

（3）改正品確法を踏まえた設計変更 ガイドラインの策定・活用状況

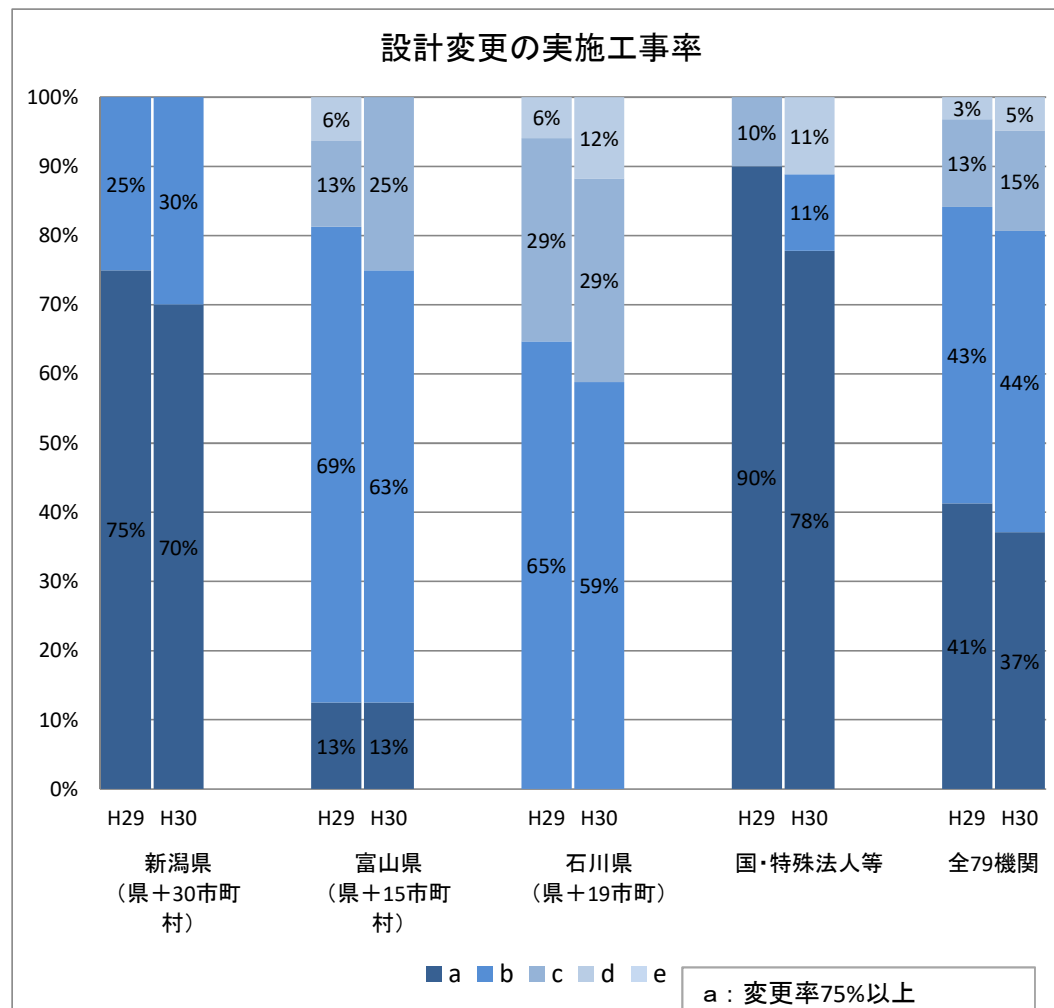
入契法調査（H29調査[H29.03.31現在の状況]・H30調査[H30.08.01現在の状況]）



a : 指針を策定し、活用している。
b : 指針を策定していないが設計変更を実施している。
c : 設計変更を実施していない。

（4）設計変更の実施工事率

【H29年度実績・H30年度実績】

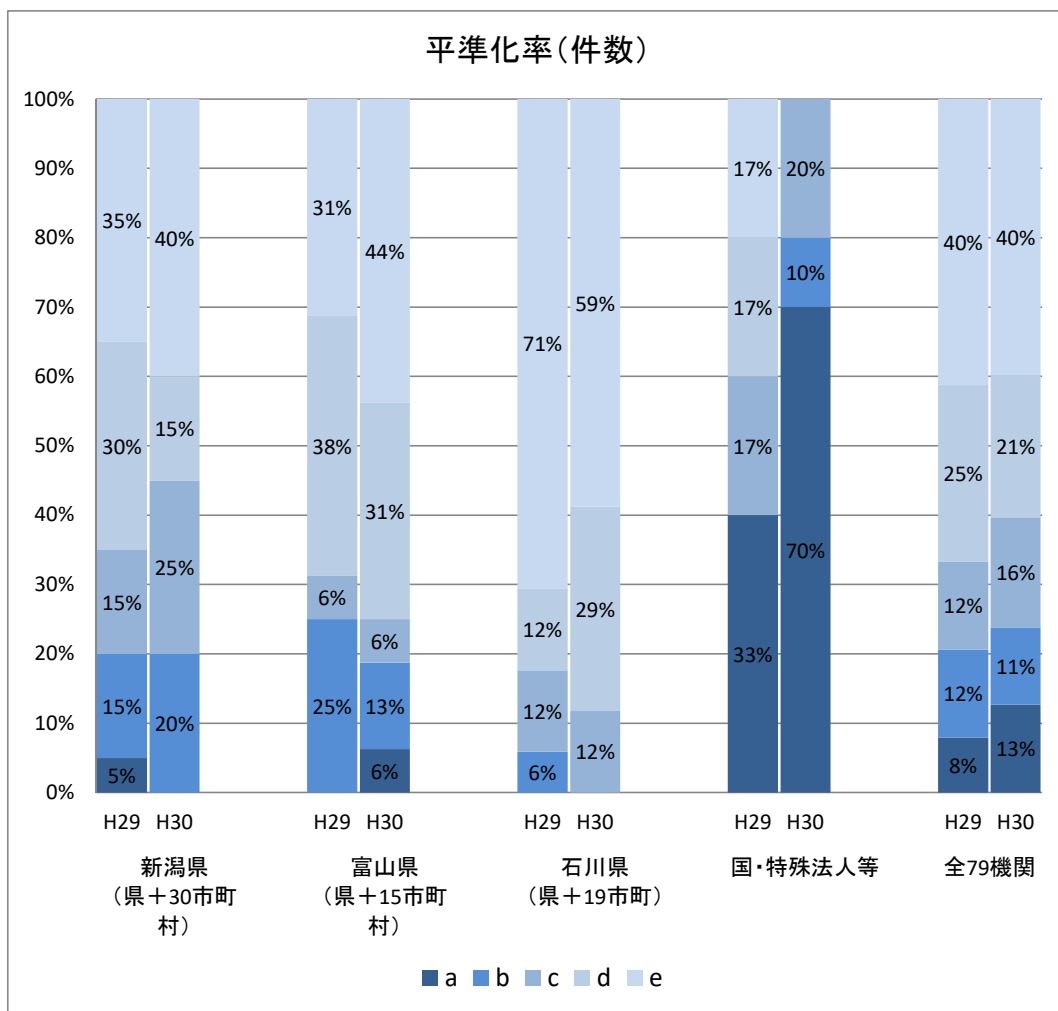


a : 変更率75%以上
b : 変更率50~75%
c : 変更率25~50%
d : 変更率0~25%
e : 設計変更を行っていない

【R1】「H28全国統一指標」の実施状況（実施項目別取り組み状況）

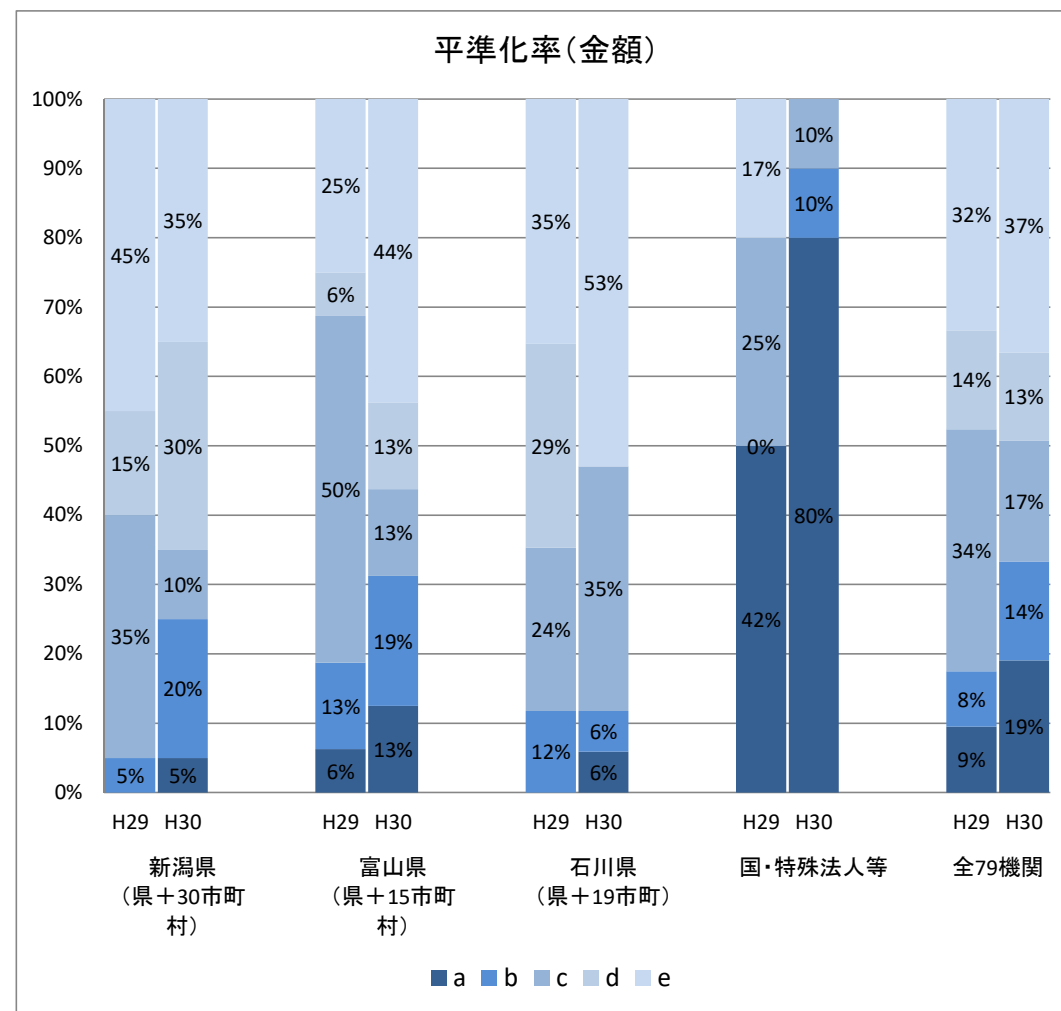
◎ 施工時期等の平準化 【H29年度実績・H30年度実績】

（5）平準化率(件数)



a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

（5）平準化率(金額)



a: 平準化率0.9以上
 b: 平準化率0.9~0.8
 c: 平準化率0.8~0.7
 d: 平準化率0.7~0.6
 e: 平準化率0.6以下

- **「施工時期の平準化」へ向けた取り組み**

平準化ヒアリングの実施

- ◆ 公共工事の施工時期の平準化の取組については、品確法第22条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」に規定し、全国統一指標の一つとして取組を推進。
- ◆ 「新・担い手3法」において、地方公共団体における施工時期の平準化の取組について努力義務化。
- ◆ 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(令和元年10月21日)(参考)において、各地方公共団体に対して、施工時期の平準化の取組を要請。



地方公共団体に対して個別に詳細な調査や要因等の聴取を実施(平準化ヒアリングの実施)

令和2年1月～2月

- ◆ 長岡市、上越市、富山市、金沢市の4市を対象
- ◆ ヒアリング実施者:整備局職員(企画部及び建政部)、県職員
- ◆ ヒアリング対応者:土木担当部局、契約担当部局、財政担当部局の各担当者

ヒアリング項目

- 施工時期の平準化が進まない要因
- 現状の取組・課題(平準化の取組「さしすせそ」の各項目)
- 平準化の推進に向けた今後の取組(平準化の取組「さしすせそ」の各項目)
- 建設業界からの取組に対する評価や要望について 等



平準化ヒアリング結果及び今後の取組

◎ヒアリング結果(主な内容)

施工時期の平準化が進まない要因

- 農繁期に施工が制限される地域もあり、施工可能な時期が限られる。
- 冬季に工事を行うことができず、降雪前に工事を完了させる必要がある。
- 速やかな繰越手続として議会承認を得る必要がある。

現状の取組・課題

(さ)債務負担行為の活用

- ・ ゼロ市債の設定。ただし、単独事業で行うため、全体の割合は小さい。

(し)柔軟な工期の設定

- ・ 現場状況を考慮して工期に余裕を持たせて発注している。
- ・ 工期が3～4ヶ月の工事が多く、準備1ヶ月、現場作業1ヶ月、後片付け1ヶ月であり、余裕工期を見込んでいるような状態。

(す)速やかな繰越手続

- ・ 必要となる場合は、12月での議会承認を得るようにしている。
- ・ 工期が3～4ヶ月の工事の場合、12月に増工もなく理由がないものは財務の繰越理由は困難(3月完了が優先)。

(せ)積算の前倒し

- ・ 発注前年度に設計・積算を完了させ、年度当初に発注するよう努めている。

(そ)早期執行のための目標設定

- ・ 上半期(4月～9月)工事発注率80%を目標設定にしている。
- ・ 一括補助金制度により、配分が4月以降で、内示がないと金額が決まらない(内示後に配分)。

- ・ 施工時期の課題
(農繁期、降雪期 等)
- ・ 制度上の課題
(繰越、補助金、交付金 等)
- ・ 市町村の工事の発注規模
(工期3～4ヶ月、500万円未満 等)

まとめ及び今後の取組

- ◆ 各自治体において平準化の取組「さしすせそ」は対応可能な範囲で実施されている。
- ◆ 「速やかな繰越手続」の活用を自治体に浸透させ、手続き上の承認行為の運用と促進を図る。



今後、取組の拡大に向けて検討を進めるとともにキャラバンを通じて、周知・浸透を行い、更なる推進を図る 14

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向。
- ◆ 発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化(平準化)を図ることが必要。
- ◆ 協議会では、H30年度より、「施工時期の平準化」へ向けた取り組み「さしすせそ」の活用促進を図るため、県部会、WG、キャラバン等を通じて周知、浸透を行っている。

H30年度

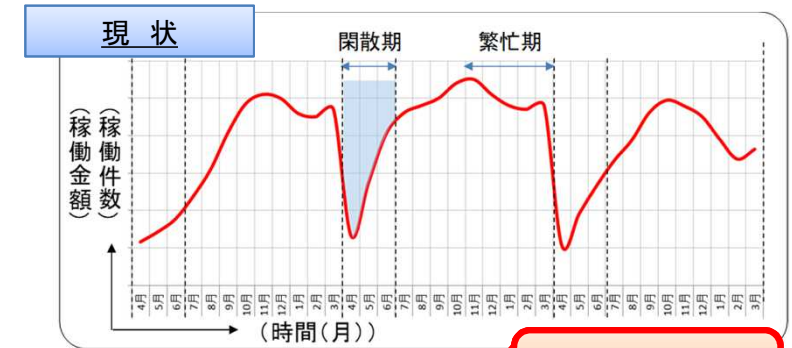
- 全国統一指標の一項目である「施工時期の平準化」へ向けた取り組み「さしすせそ」を新たな活動の指標としてWG、キャラバンで提示。
- 活用実態等について意見聴取を実施。

H31(R01)年度

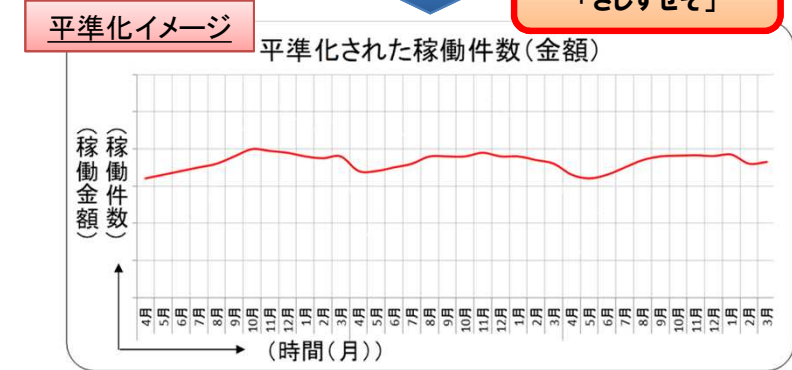
- 重点的なテーマ「全国統一指標」の取り組み内容として、下記項目を設定。
 - ◆ 市町村における平準化の取り組み「さしすせそ」の活用実態把握及び活用促進(継続)。
 - ◆ 平準化の取り組みにおける「速やかな繰越手続」の活用を自治体に浸透。
- 県部会、WG、キャラバン等を通じて周知、浸透を実施

R02年度

- 「さしすせそ」の活用実態把握及び活用促進、「速やかな繰越手続」の活用を重点的なテーマ「全国統一指標」の取り組み内容として設定(継続)。
- 改正品確法(働き方改革の推進、生産性向上への取組)と合わせ、県部会、WG、キャラバン等を通じて周知、浸透を実施



平準化の取り組み
「さしすせそ」



◎改正品確法(R01.06改正)

- 発注者の責務に「さしすせそ」の活用が明記
- 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
 - 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
 - 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

施工時期の平準化及び適切な工期設定に向けた「速やかな繰越手続」

◆ 速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について(通知) (H31.02.08_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- ・ 慣例により繰越明許費の計上が年度末の議会に限定。
- ・ 翌年度にわたる工期の設定や工期の変更が行われていない。
- ・ 繰越制度が適切に活用されていない事例が見受けられる。

- ◆ 計画又は設計に関する諸条件、気象や用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難、不調・不落の発生、補助金交付決定時期の遅れ、自然災害の発生など
- ◆ 年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合

- ◆ 年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費(地方自治法第213条)の議決を行った上で翌年度にわたる工期を設定して発注手続や契約変更が実施可能(国の補助事業も同様の対応が可能)。



総行第27号
国土入企第46号
平成31年2月8日

各都道府県知事 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議会議員 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市市長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市議会議員 殿
(議会事務局扱い)

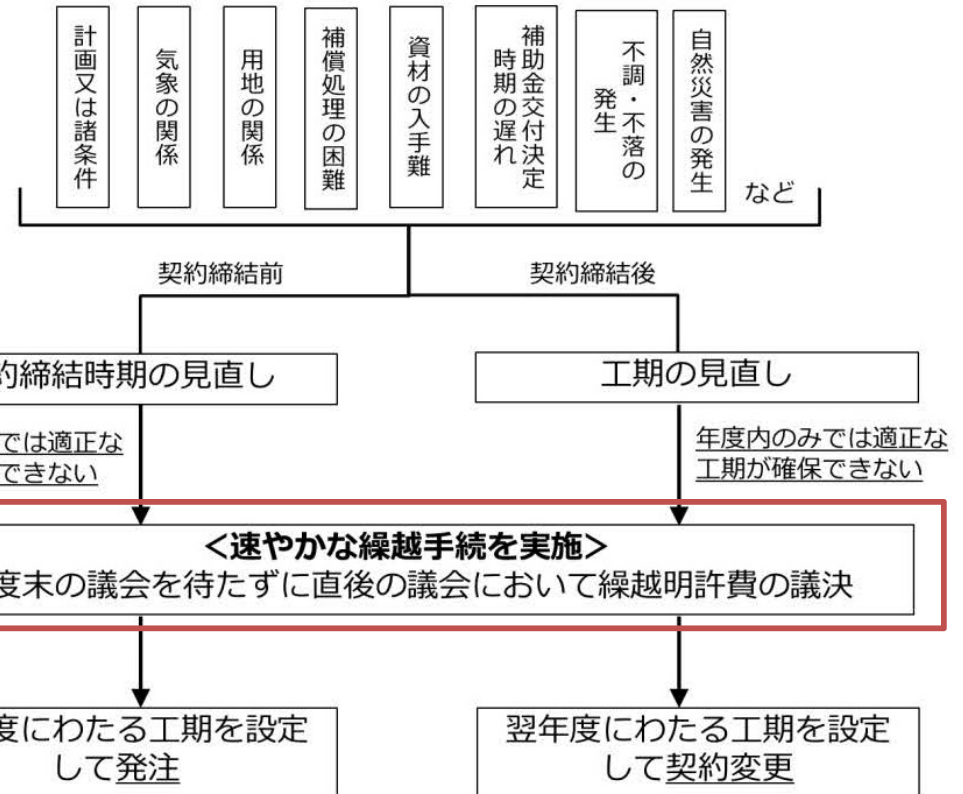
総務省自治行政局長

国土交通省土地・建設産業局長

速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について

公共工事においては、発注者の入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者は、働き方改革関連法の成立等を踏まえ昨年7月に改訂された「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、長時間労働の是正や連休2日の推進など、建設業の適正な労働環境の確保に資するよう、当初に適正な工期を設定し、請負契約を締結する役割が求められます。また、契約締結後の事情変更により予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、工期の変更を含む請負契約の変更を速やかに実施することが必要であります。

こうした工事の発注や、契約締結後の工期の変更に当たって、やむを得ない事由が発生し、年度内のみでは適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3及び第43条の3



繰越手続による適正な工期設定の流れ(イメージ)

【参考】市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

- ◆ 地方公共団体における平準化の取り組み状況を指標化。
- ◆ 入契法調査(例年8月頃調査実施)に記入する項目により、分析、公表。

■ 地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

① (さ) 債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着方式等を積極的に活用

③ (す) 速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

④ (せ) 積算の前倒し

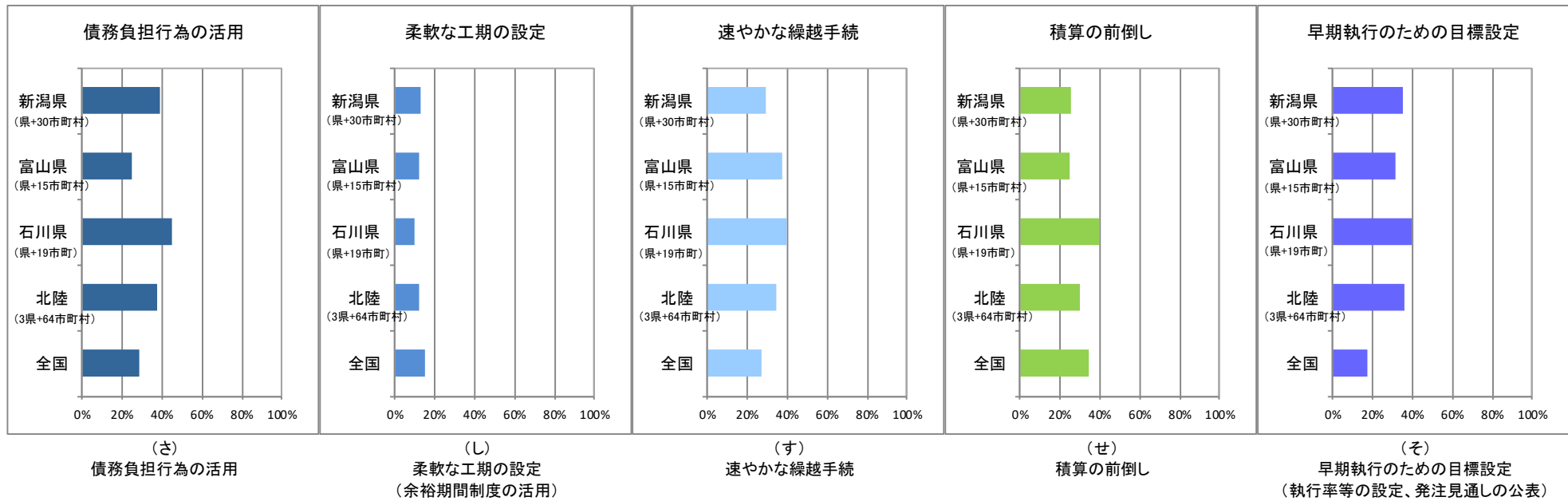
発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤ (そ) 早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4～6月)における工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

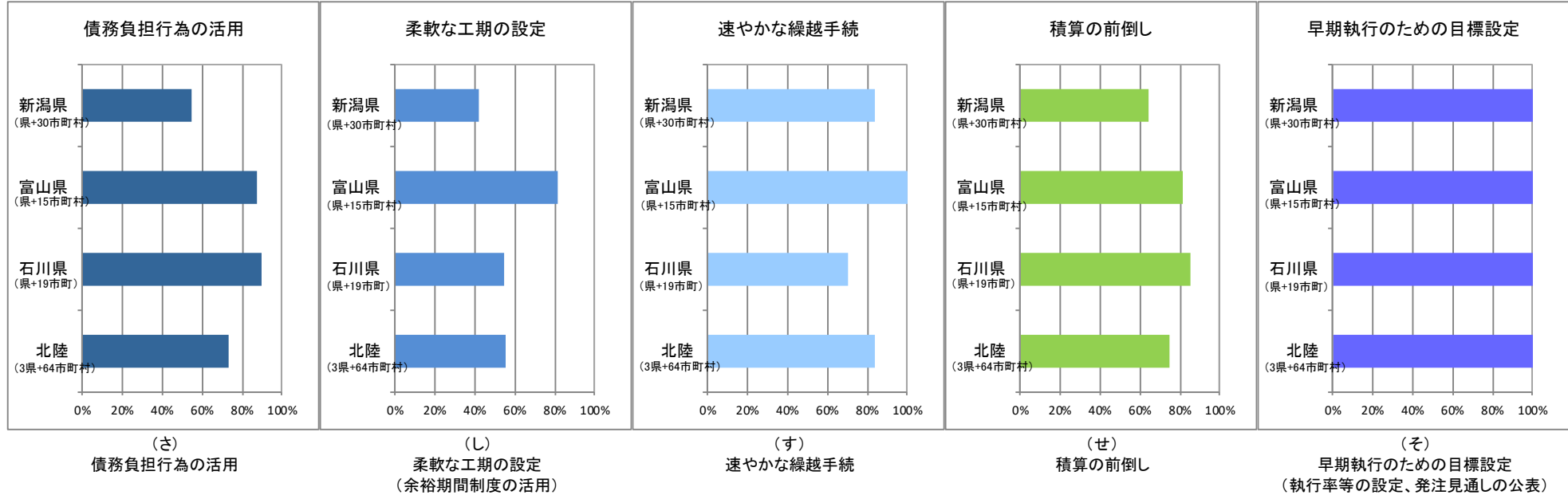
【参考】市町村における平準化の取り組み状況「さしすせそ」

◆ H30実績 (H30入契法調査 [H30.08.01現在の状況])

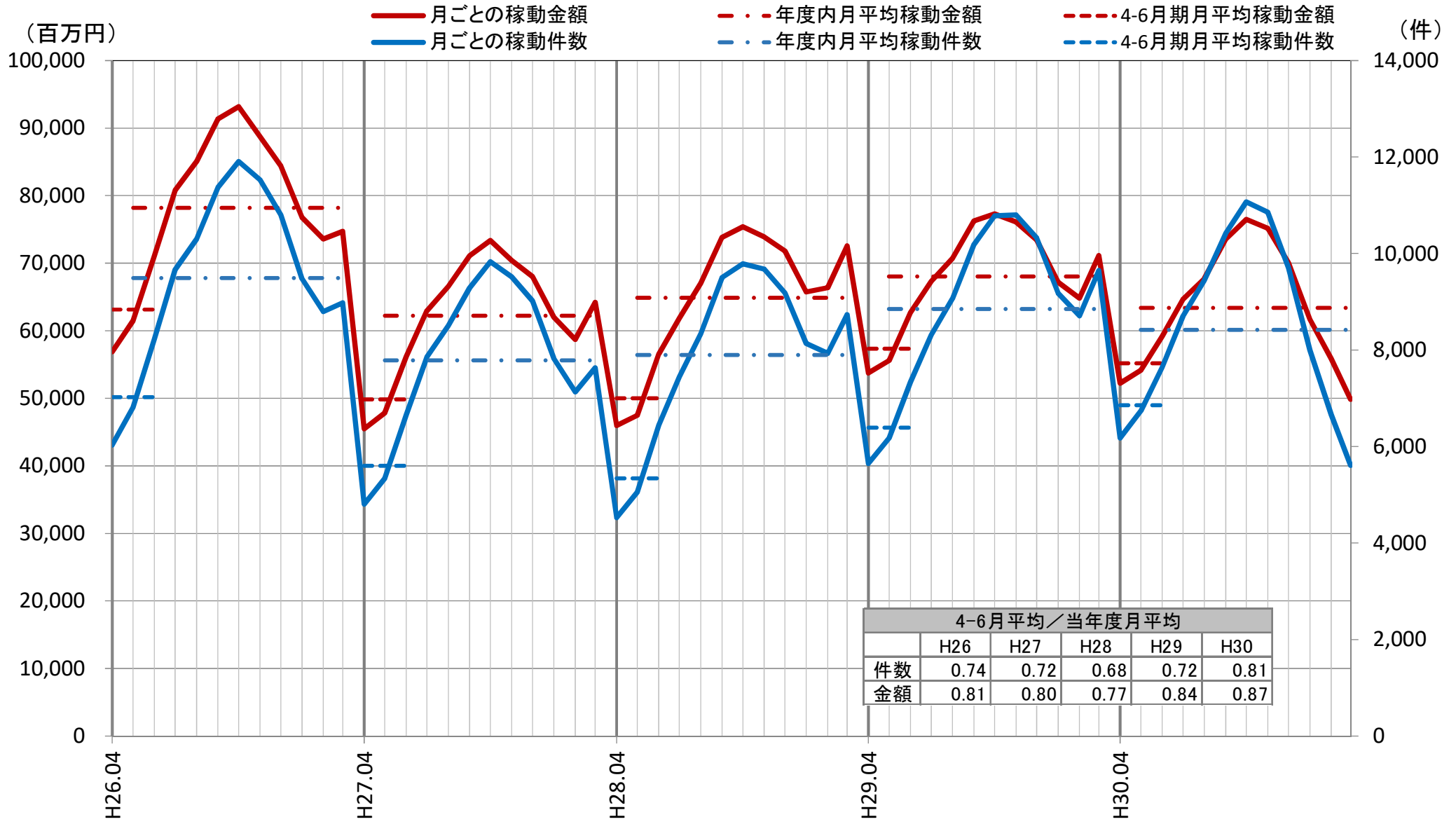


◆ R02目標 (R01取り組み状況調査(協議会) [R02.03調査])

各項目の取り組みが大幅に増加



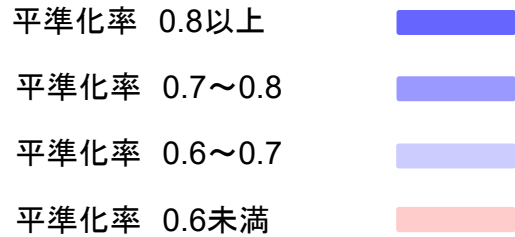
【参考】H26～H30年度の平準化状況(北陸全体)



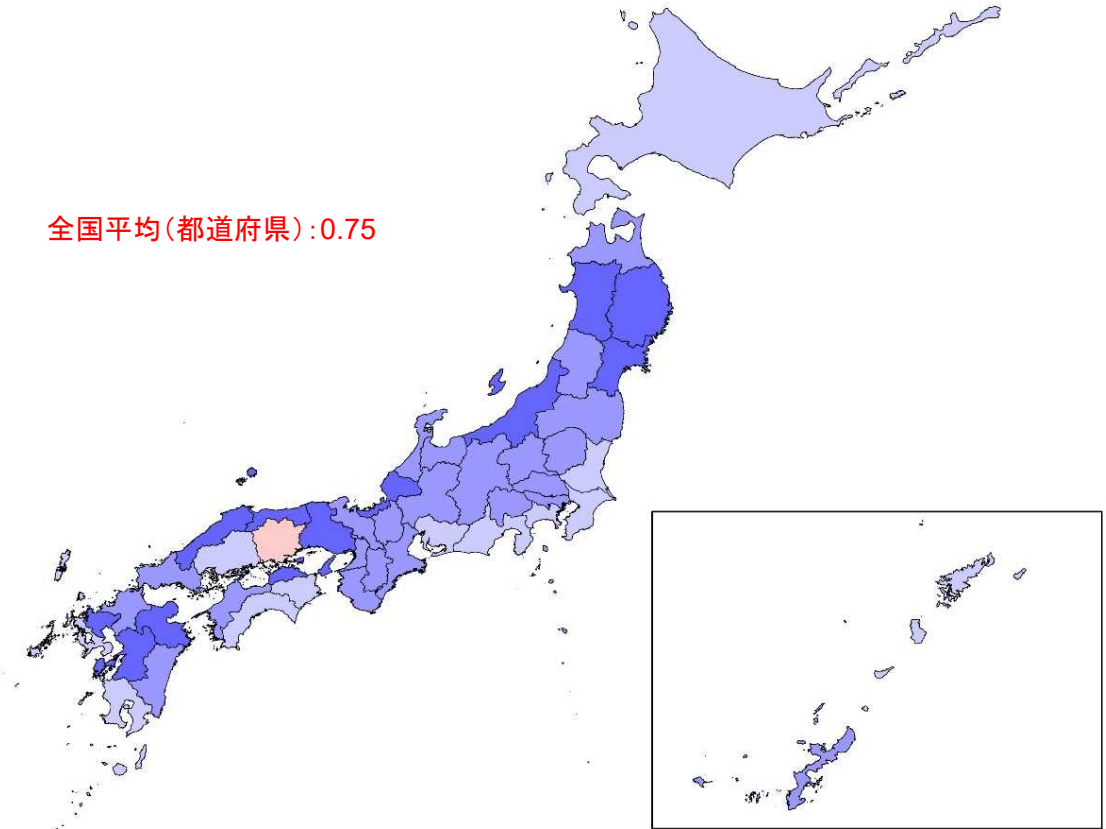
※ コリンズに登録された工事实績のうち、施工場所が新潟県・富山県・石川県内で2014/04/01～2019/03/31の間に工期が存在する工事を対象に集計。(発注機関は全てを対象)

【参考】平準化率の状況（都道府県）

都道府県の平準化率の状況



全国平均(都道府県):0.75



$$\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれる工事の件数

都道府県の平準化率一覧

北海道	0.70	栃木県	0.72	石川県	0.71	滋賀県	0.75	岡山県	0.56	佐賀県	0.81
青森県	0.73	群馬県	0.75	福井県	0.84	京都府	0.79	広島県	0.61	長崎県	0.65
岩手県	0.88	埼玉県	0.70	山梨県	0.72	大阪府	0.76	山口県	0.80	熊本県	0.87
宮城県	0.93	千葉県	0.60	長野県	0.80	兵庫県	0.81	徳島県	0.68	大分県	0.87
秋田県	0.84	東京都	0.76	岐阜県	0.78	奈良県	0.77	香川県	0.82	宮崎県	0.76
山形県	0.77	神奈川県	0.64	静岡県	0.67	和歌山県	0.72	愛媛県	0.72	鹿児島県	0.65
福島県	0.76	新潟県	0.88	愛知県	0.66	鳥取県	0.83	高知県	0.63	沖縄県	0.71
茨城県	0.64	富山県	0.79	三重県	0.76	島根県	0.82	福岡県	0.71		

※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

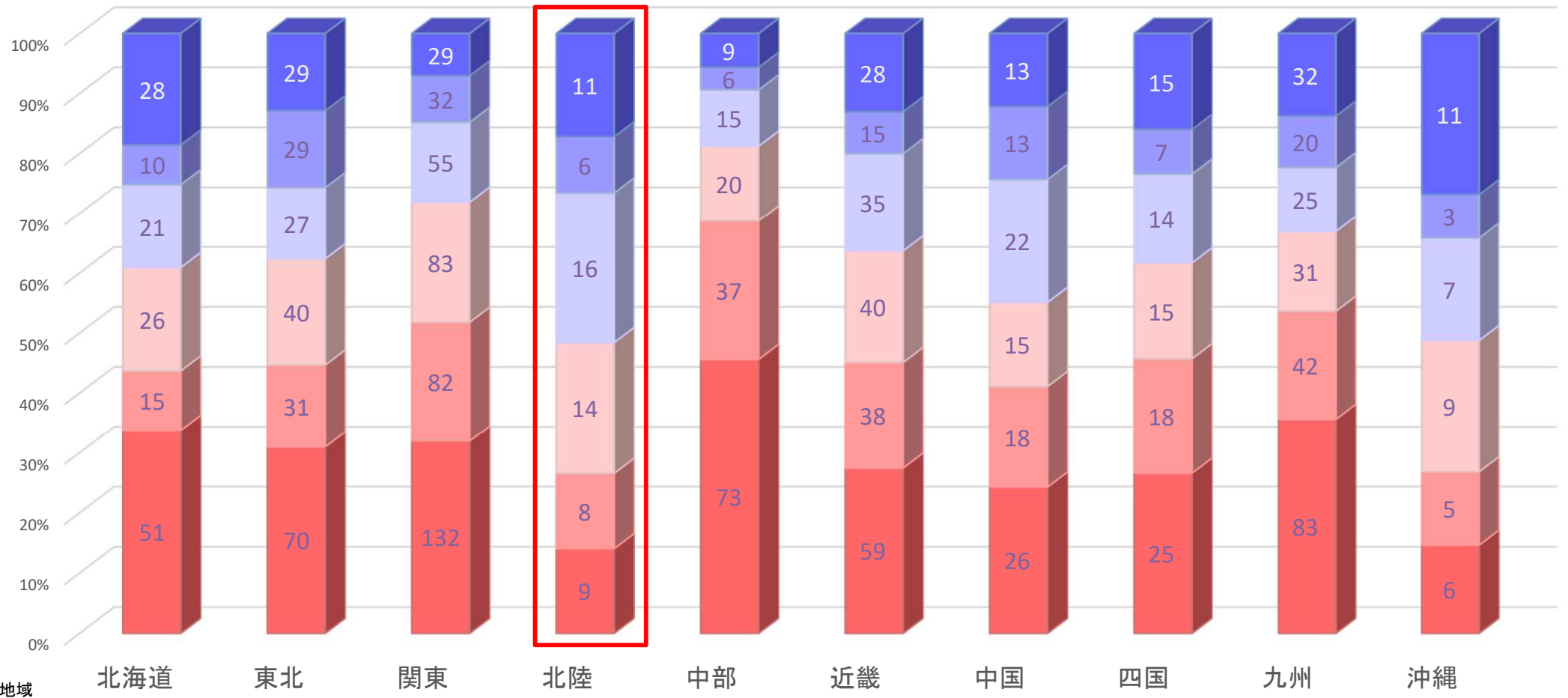
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

【参考】市区町村における平準化率の状況（地域別）

各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

- ◆ 地域別にみると北陸では平準化率0.6～の自治体の割合が多い。
- ◆ 北陸の平準化率0.6～は、半数以上を占める。

平準化率の区分： ■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6 ■ 0.6~0.7 ■ 0.7~0.8 ■ 0.8~ ※グラフ内の数字は地方公共団体数



※対象地域
 北海道ブロック：北海道
 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
 北陸ブロック：新潟県、石川県、富山県
 中部ブロック：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国ブロック：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州ブロック：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 沖縄ブロック：沖縄県

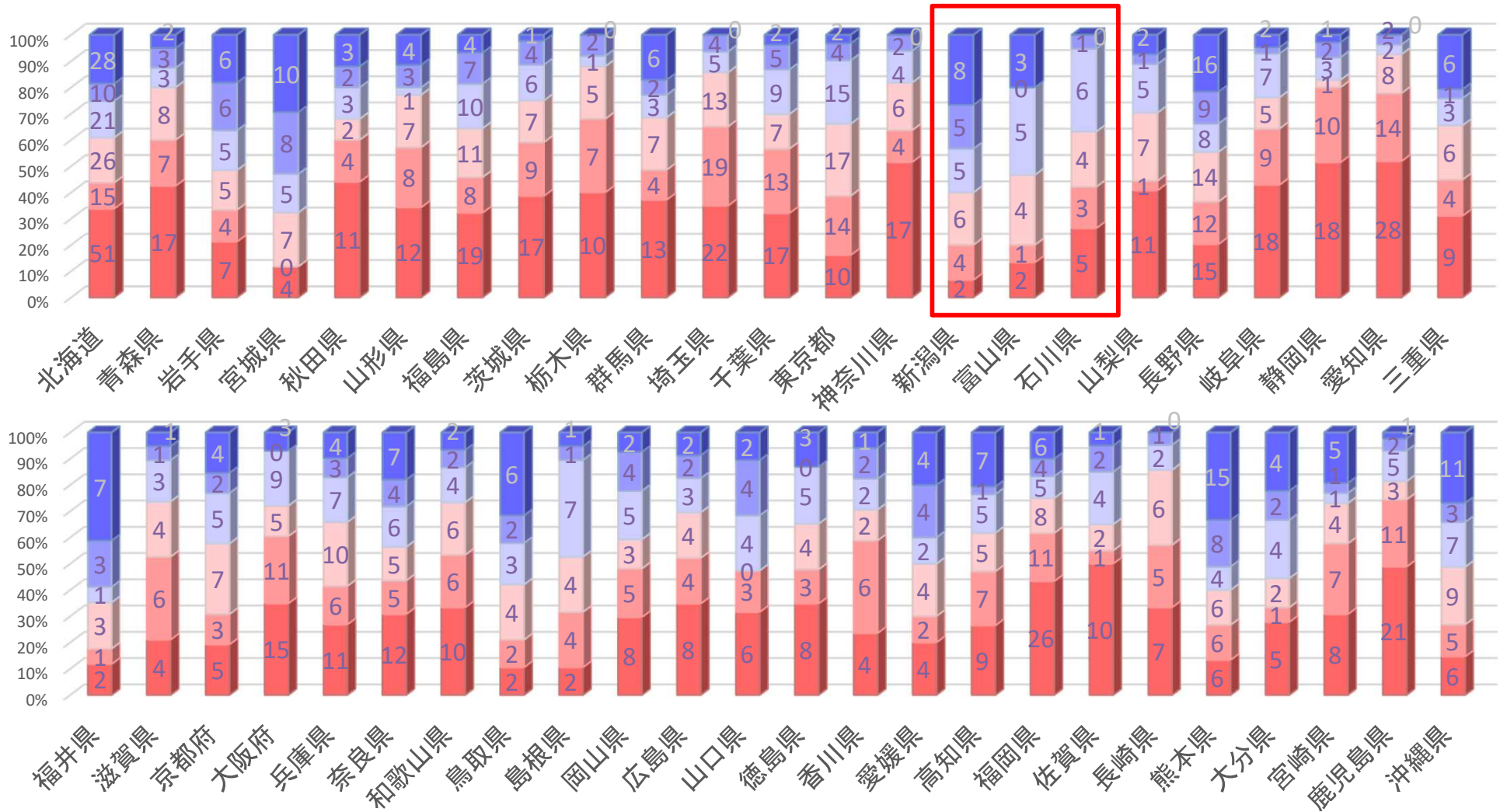
※平準化率の定義：4～6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点：令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

【参考】市区町村における平準化率の状況（地域別）

各都道府県における平準化率別の市区町村の構成割合

- ◆ 北陸3県でバラつきはあるものの、半数以上が0.5～を占めている。
- ◆ 平準化率は年度ごとに変動するため、今後も注視する必要がある。

平準化率の区分: ■ ~0.4 ■ 0.4~0.5 ■ 0.5~0.6 ■ 0.6~0.7 ■ 0.7~0.8 ■ 0.8~ ※グラフ内の数字は地方公共団体数



※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数 / 年度の工事平均稼働件数

※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」に登録された工事(1件当たり500万円以上)を団体区分毎に全ての工事を足し合わせて算出(データ抽出時点:令和元年5月18日)(一部未登録の地方公共団体あり)

・発注見通し統合の推進状況

令和元年度「発注見通しの公表 統合版」

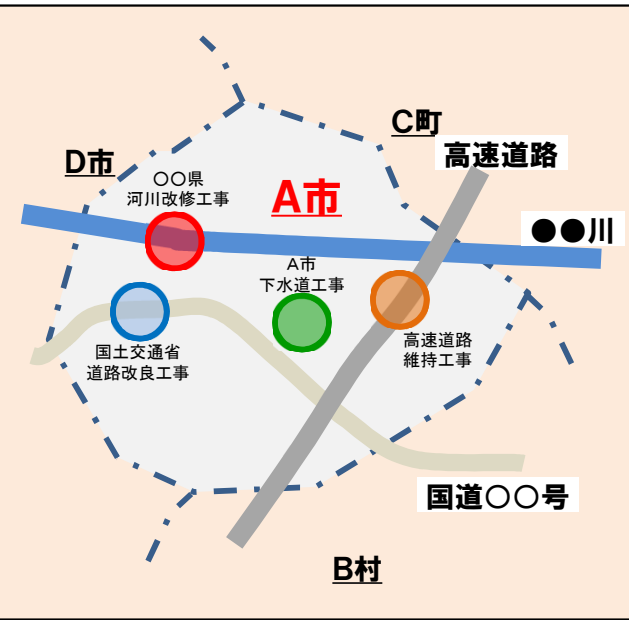
【期待される効果】

- ◆ 各市町村単位で実施される国、自治体等の工事の発注状況が一元化され、特定地域を単位としての施工時期の平準化検討の参考となる。
- ◆ 受注者にとっては、計画的な技術者の配置や資機材の調達の見通しが可能となる。

【今までの動き】

- ◆ 平成28年12月より、試行を開始。令和元年5月末で管内全64市町村、3県、国・法人15機関が参画。
- ◆ 全64市町村統合化に合わせて、HPを分かりやすく改良(整備局HPのトップページのバナーより統合版HPへ移動可能)。

A市内における工事の発注状況 (イメージ)



- ◆ 統合版HPは、今後も、分かりやすく、より活用できるように改善を図っていきます。

北陸地方整備局HP

A screenshot of the official website of the Hokuriku Regional Development Bureau. A red callout box with a white background and black text points to a banner at the bottom of the page that reads '発注見通しの公表 統合版' (Consolidated Bid Forecast Publication). Another red callout box with a white background and black text points to the top of the page, stating '整備局HPのトップページにバナーを追加' (Added banner to the top page of the Development Bureau HP).

※ 公表後は、新着情報にも掲載します。

「発注見通しの公表 統合版HP」

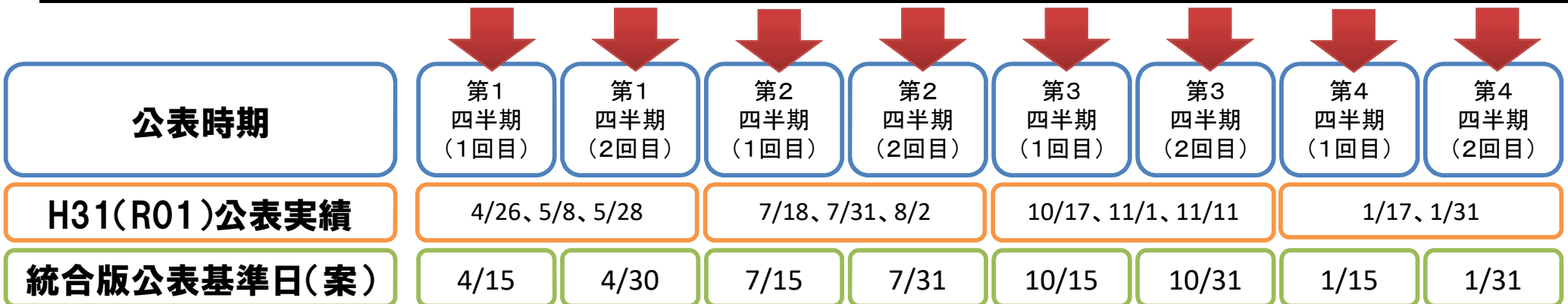
A screenshot of the consolidated bid forecast website. It features a map of the Hokuriku region with callouts for '新潟県' (Niigata Prefecture), '富山県' (Toyama Prefecture), and '石川県' (Ishikawa Prefecture). Below the map, there is a section titled '各市町村で行われる工事の発注見通し情報' (Information on bid forecasts for construction work to be carried out in each city/town/village). A red arrow points from the banner on the left website to this page.

【「発注見通しの公表 統合版」公表スケジュールについて】

- ◆ 発注機関毎に公表のタイミングが異なるため、四半期ごとの更新は当該月の各2回(4月、7月、10月、1月の上旬と下旬)の公表とする(年8回の公表)。
- ◆ 上記に伴い、「情報把握 基準日」を2回設定。**令和2年度は、「公表基準日」を各月15日、30日に設定。**

※ 「発注見通し公表スケジュール」掲載イメージ

発注機関名	更新スケジュール							
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
国土交通省 北陸地方整備局	4/1		7/1		10/1		1/4	
農林水産省 北陸農政局	4/1		7/1		10/1		1/4	
〇〇県	4月上旬				10月上旬			
××県		4月下旬		7月下旬		10月下旬		1月下旬
△△市	4月上旬		7月上旬		10月上旬		1月上旬	
●●市		4月下旬				10月下旬		
※※町	4月上旬				10月上旬			
◆◆町		4月下旬		7月下旬		10月下旬		1月下旬
□□村	4月上旬							
▽▽村		4月下旬				10月下旬		

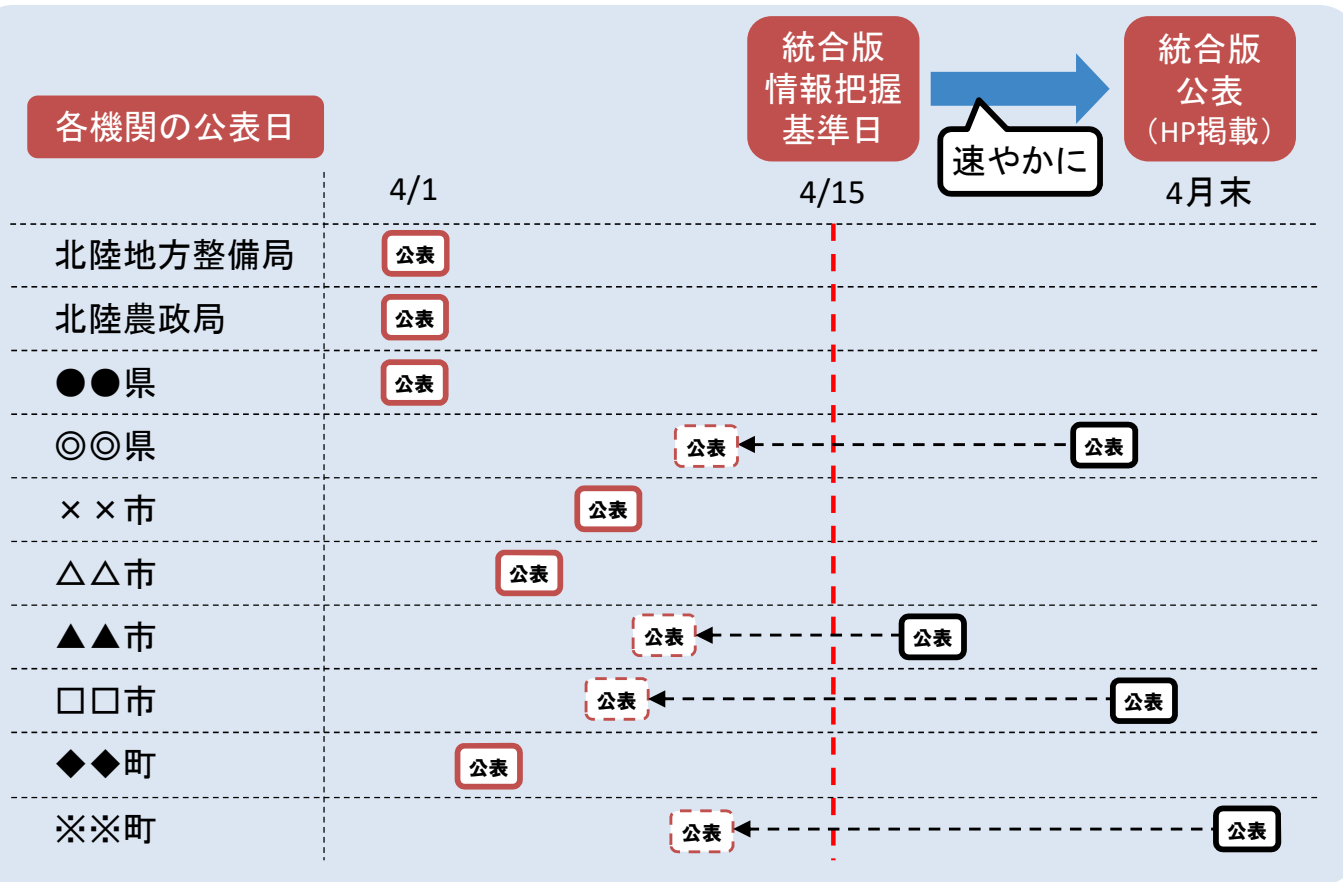


令和2年度の取り組み(案)

発注見通しの早期公表に向けた取り組み

- ◆ 第1四半期の発注見通しは、1年間の発注計画が示される。
- ◆ 年度が替わることにより新たな事業、工事が示される。
(前年度において、次年度の発注見通し全体は示されていない。)

【発注見通しの統合版】 第1四半期における公表スケジュール(イメージ)



- ◆ 各機関が四半期ごとの発注見通しを少しでも早く公表できるように努める。

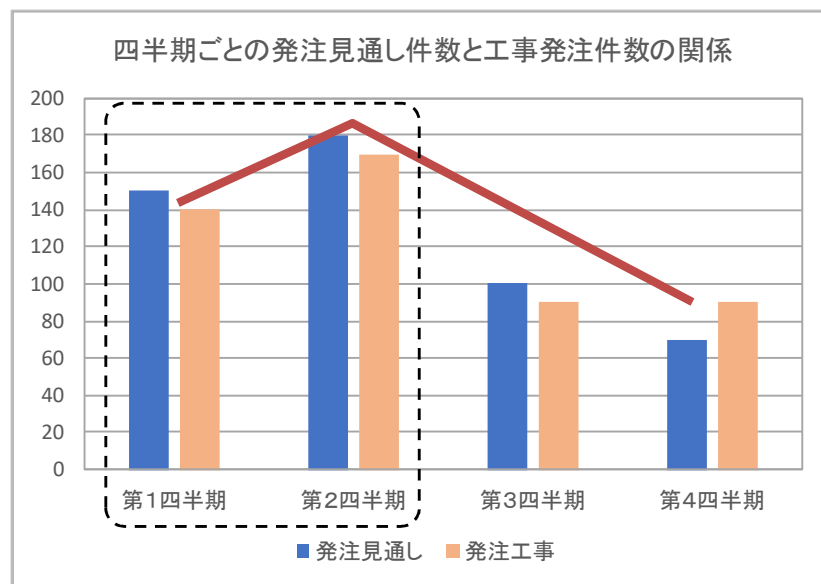
- ◆ 「統合版」においても少しでも早く、多くの機関の情報を統合して公表できるようにする。

- ◆ 今後は、「利用者側の利便性の向上」、「建設業者等の利活用の向上」が必要

発注見通し公表後の工事発注件数の把握(将来イメージ)

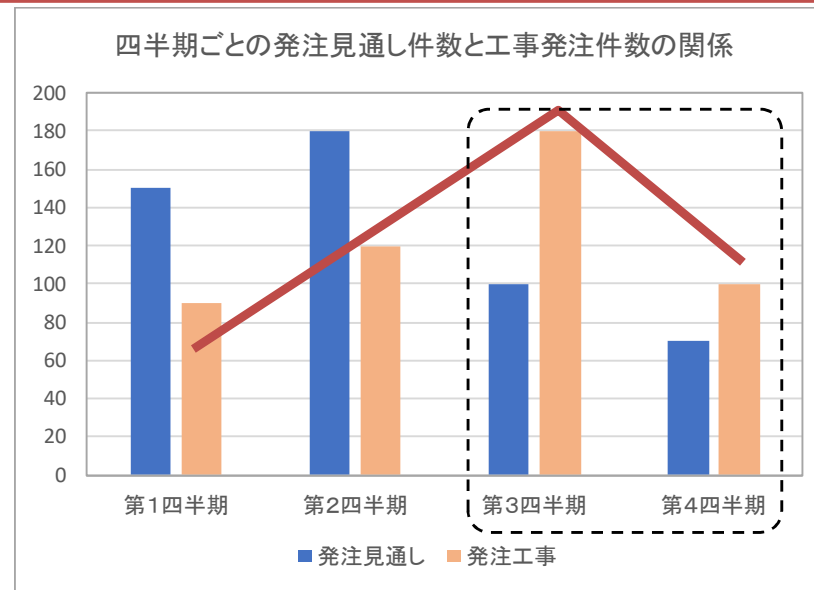
発注見通し公表後の工事発注件数の把握

イメージ①: 第1、第2四半期の発注見通し・発注工事件数が多い場合



- ◆ 第1四半期の発注工事も多く、発注時期及び工期末が分散化(平準化)。
- ◆ 「速やかな繰越手続き」「債務負担行為の活用」によりさらに平準化が図られる。

イメージ②: 第3四半期以降の発注見通し・発注工事件数が多い場合



- ◆ 第1四半期の発注工事が少なく、発注時期及び工期末の平準化が進んでいない。
- ◆ 第3四半期以降の工事は「適切な工期設定」より、6ヶ月以上の工期となった場合など、「速やかな繰越手続き」の活用が必要。

- ◆ 発注見通し公表後の工事発注件数の把握を行うことで、平準化への取り組み状況が確認可能。
- ◆ 平準化の取り組み「(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)」「上半期における工事の執行率、発注時期及び工期末の分散化等」が図られているか確認可能。

・市町村支援の取り組み状況

発注者関係事務相談キャラバン R1結果及びR2計画

目的

- 公共工事の発注関係事務である入札契約、設計積算、監督検査等一連のプロセスにおいて市町村が抱える悩みや疑問を直接相談できるよう北陸地方整備局職員及び県職員が管内を訪問。
- H29～R1年度の3年間で北陸管内の全64市町村を訪問（H29:20市町村、H30:22市町村、R1:22市町村）。

活動内容

◆R1年度は1巡目の最終年

◆10～12月 キャラバンの実施(22市町村訪問)

◆「重点的なテーマ」の実施状況の確認。

- ・「全国統一指標」(平準化「さしすせそ」の実態把握) 実施状況の確認及び評価方法の意思統一。平準化の取り組み「さしすせそ」の実施状況の確認。
- ・「適切な工期設定」 各機関設定ルールの確認。国の設定ルールの提示。週休2日モデル工事の取り組み状況の確認。
- ・「発注見通しの統合」 運用上の課題、改善事項等の確認。

◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。

◆事前質問に対する回答及び対応策の提示。

R1取り組み結果(効果)

◆「重点的なテーマ」への取り組み

- ・「全国統一指標」(平準化「さしすせそ」の実態把握) 速やかな繰越手続の取り組み市町村の増加。
- ・「適切な工期設定」 試行への取り組み意向市町村の増加。
- ・「発注見通しの統合」 第1四半期に全発注機関の発注見通しを統合化

◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。

- ・「工事成績評価」の実施に向けた具体案提示。
- ・「総合評価」の実施に向けた具体案提示。
- ・CORINSの活用方法の提示。登録市町村の増加促進。

R2取り組み計画

◆R2年度は一定規模の市等を対象として訪問予定

市町村の要望・相談等に対する対応(R1活動事例)

- 「相談窓口」「県部会」「WG」「キャラバン」等を通じて、市町村が抱える悩みや疑問、新たに行おうとする施策に対する質問・相談などを受付。
- 「相談窓口」での対応、「キャラバン」での直接対話の他、内容に応じて個別に対応策を提示。

R01活動事例

十日町市

◆要望・疑問・質問等:

- ・工事の円滑化4点セットの作成について
- ・週休2日モデル工事の実施について
(来年以降の工事での実施を検討)

◆対応(キャラバン):

- ・国、県の実施事例、説明会の開催等の紹介。

◆記録等(実施状況):

- ・R02.04より、運用開始予定。

弥彦村

- ・発注見通しの統合への参画に伴い、村での見通しの公表を年1回から年4回に見直し。

刈羽村

- ・CORINSの登録対象工事を2,500万円から、1,000万円に見直し。

白山市

- ・週休2日モデル工事の試行を実施中。

相談窓口



支援メニュー

発注関係事務に関する支援メニュー

(平成30年度)

平成31年5月

北松地方建設局
公共工事発注者支援本部





公共調達カルテ



相談キャラバン

発注者関係事務相談キャラバン 1巡目の成果

3か年で
全64市町村を訪問

H29

20市町村

H30

22市町村

R1

22市町村

R2

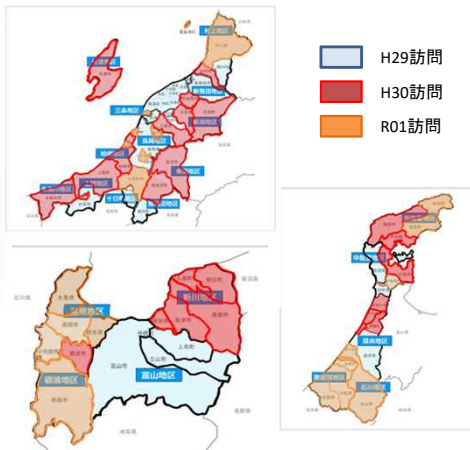
一定規模の市等

キャラバンの主な実施内容

- ◆「重点的なテーマ」の実施状況の確認。
 - ・「全国統一指標」
(平準化「さしすせそ」の実態把握)
 - ・「適切な工期設定」
 - ・「発注見通しの統合」
- ◆個別問い合わせ内容に対する具体案の提示。
- ◆事前質問に対する回答及び対応策の提示。



◎出席者
 ・北陸地整 (局・事務所技術副所長)
 ・県職員
 ・自治体職員 (事務担当、技術担当職員)



キャラバン1巡目の成果

- ◆「全国統一指標」
 - ・評価方法の意思統一により、「a」評価が増加。
 - ・平準化「さしすせそ」の実態把握、具体策の提示
 - ・速やかな繰越手続の取り組み市町村の増加。
 - ・設計変更ガイドラインの策定市町村の増加。
- ◆「適切な工期設定」
 - ・週休2日モデル工事(試行)の取り組み市町村の増加。
 - ・工期設定ルール of 策定市町村の増加。
- ◆発注見通しの統合化の推進
 - ・参画時期の調整等を図ることにより、H31第1四半期に全発注機関が統合化に参画。
- ◆個別問い合わせ内容、事前質問に対する具体案の提示。
 - ・CORINS登録市町村の増加促進。登録金額の引き下げ。
 - ・成績評定要領の策定、運用の開始
 - ・総合評価審査委員の紹介
 - ・工事の円滑化4点セットの作成、運用の開始。

- ◆一定規模の工事契約件数のある都道府県、市等に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかける。
- ◆R2年度のキャラバンは、一定規模の市等を対象として訪問予定。

◎改正品確法(R01.06改正)

発注者の責務に平準化「さしすせそ」の活用が明記

- 適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- 施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- 適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

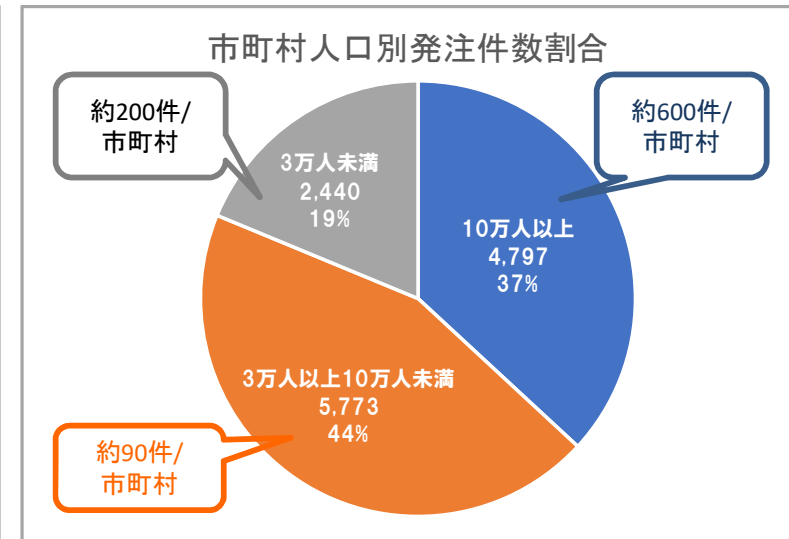
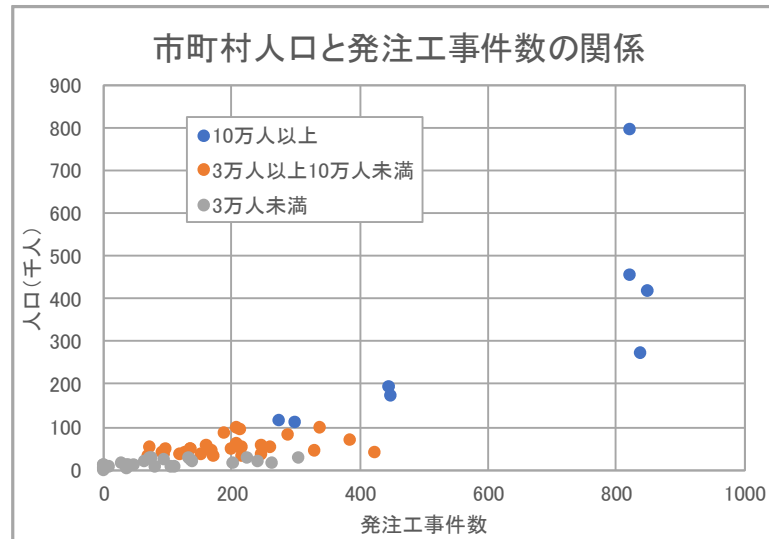
発注者関係事務相談キャラバン R2計画

- 品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「発注者の責務」として明確に規定
- 入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「努力義務化」

市町村別の発注工事件数は人口が多いほど多くなる。10万人以上の8市で全体の約40%を占める。

	市町村数	発注工事件数	割合
10万人以上	8	4,797	37%
3万人以上10万人未満	29	5,773	44%
3万人未満	27	2,440	19%

人口：総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】
発注工事件数：北陸ブロック発注者協議会調べ(H31.04調査・H30実績)



R2取り組み計画

- ◆まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、市等に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかける。
- ◆R2年度のキャラバンは、一定規模の市等(比率:発注工事件数/市町村数)を対象として訪問予定。

◆引続き全ての地方公共団体に対しても発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援